



遅くなってしまいましたが、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。3学期は今年度のまとめの学期です。それとともに次年度の準備もしなければいけません。体調には十分気をつけられながらも、日々の学習を充実させてください。

わたしのトリセツ

私たちは子どもたちの実態を把握して、そこから課題や手立てを考えていきます。

でも、子どもたちは自分の実態をわかっているのでしょうか？ そして、それをまわりに伝えることはできているのでしょうか？

学校では先生方が子どもたちの実態を把握され、関わる先生方と共有されていると思います。そのため、子どもたちは必要な支援や配慮をきちんと受けていると思います。しかし、子どもたちが校外で出会う人々や利用する社会資源の場などでは、自分で自分のことを伝えなければ必要な支援を受けられなかったり、不利益を被ったりするかもしれません。特に高校や大学への進学や就労などの際には自分自身の視機能や必要な支援などをしっかり伝えることが大切になります。

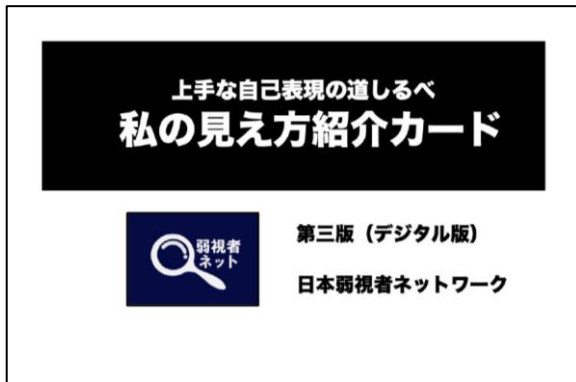
そこで今回は『わたしのトリセツ』というテーマで、子どもたちに自分自身の視機能などを把握させることや必要に応じて自分で説明できる手立てなどを考えてみたいと思います。

個別の指導計画【実態把握フェイスシート】									
学部			学年			作成年月日 R4年 月 日		作成担当	
氏名									
眼病名称									
視覚障害原因					備考				
視力		両眼		左眼		右眼		最大視距力	
遠距離								指標	
近距離								視距離	
視野					備考		眼位		
光覚					色覚		備考		
眼球振とう			羞明			継続使用			
カーニング		縮小		通院頻度		その他			
単眼鏡の使用		メガネの使用							
ルーペの使用		メガネの使用							
拡大読書器の使用		斜面台の使用		照明器具の使用					
使用文字					備考				
フォント			ポイント数			備考			
使用教科書		白杖の使用		習熟		備考			
配慮点、諸検査、その他									
個別の教育支援計画より									
めざす姿									

左図は本校で使用している個別の指導計画の実態把握フェイスシートです。これは視機能を中心に実態をまとめるためのものです。このようなシートはそれぞれの学校でも用意されていると思います。たとえば自立活動の時間に、子どもたちと一緒にこのシートを作っていけば、視機能についての確認ができるのではないかと思います。その後、内容について説明する練習なども行えば、伝えるスキルも身につきます。

ただ、このシートでは視力値や適切なフォントなどはわかりますが、実際的な実態が良くわかりません。たとえば教室の机の位置はどこが良いのかとか、人の顔がど

れくらいわかるか、階段の昇降はできるのかなどはわかりません。また、バスの料金表や信号などがどれくらい見えるかもわかりません。



『上手な自己表現の道しるべ 私の見え方紹介カード』

日本弱視者ネットワーク

そこでお勧めしているのが、日本弱視者ネットワークが作成された『上手な自己表現の道しるべ 私
の見え方紹介カード』です（左図）。

これは「外出時に、見えにくくて怖いものは」「掲示板、立て看板、ポスターなどは」「教室での席の位置は」などの項目とその選択肢をカード形式にまとめてあるものです。一例を示すと、『屋内の明るい場所は』という項目に対し、『a.照明がまぶしいので苦手です b.まぶしさに慣れるまで時間がかかります

c.明るい方が見えやすいです』といった選択肢になっています。

内容は膨大なので、自分に必要なものを選んで構成すればよいと思います。まとめたものを自分で言えるように練習しても良いでしょうし、自分で言えないようなら、必要な時に伝えたいカードを提示できるようにしても良いでしょう。

子どもたちが自分自身を知ることはとても大切なことです。

支援や配慮を求めるためだけではなく、自分自身が生活や学習で気をつけなければならないことを確認し、どうしなければいけないかを考えるきっかけにもなるからです。

子どもたちが『わたしのトリセツ』を上手に使えるようになることは、毎日の生活を豊かにする第一歩かもしれません。

* 『上手な自己表現の道しるべ 私
の見え方紹介カード』は日本弱視者ネットワークのホームページより無料でダウンロードできます。なお、使用にあたっては著作権について注意がありますので、かならずご確認ください。

身体障害者手帳と利用できる福祉制度やサービス

視覚障害があり、身体障害者手帳を持っている場合、公的な福祉制度やサービスを利用することができます。以下にまとめてみました。

まず、身体障害者手帳とは何でしょうか？

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事が発行するもので、これにより身体障害者・身体障害児として、援助や保護を受けることができます。この身体障害者手帳があると、法律上、身体障害者と認められます（逆に言えば、身体障害者手帳がないと法律上は身体障害者として認められません）。身体障害者・身体障害児にとって、身体障害者手帳とは日常生活を支援してくれる大切なもの(制度)です。

身体障害者手帳には、障害の程度に応じて、1級から6級までの等級があります。1級が最も重度の障害で、6級は軽度の障害です。身体障害者手帳の等級が1級と2級だと、重度の障害となります。

視覚障害の場合、それぞれの等級は「視力」と「視野」の状態によって決まります。

身体障害者手帳を取得した後でも、視力や視野が低下したら、等級は変わることがあります。

視覚障害等級表

1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

ただ、身体障害者手帳の取得は、強制ではありません。

「自分自身が身体障害者と公認されることに抵抗がある」「偏見や差別を受けるかもしれない」「就職や進学に関して影響があるかもしれない」などの理由で身体障害者手帳を取得したくないと思われる場合もあります。身体障害者手帳（およびそれに伴う援助や保護）を希望しないのなら、手帳は交付されません。しかし、手帳がないと、法律上の身体障害者と認められないため、支援は受けにくくなります。

身体障害者手帳を取得すると、生活に必要な用具等の購入についての助成、所得税・住民税の割引、医療費の割引・助成制度、JRやバスタクシーなどの割引、各種サービスの利用などが可能になります（ただし、等級によって内容は違います）。その例を下記に挙げます。

補 装 具

視覚障害がある場合の補装具とは盲人安全杖（白杖）、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）となっています。これらについて、身体障



害者手帳を持ち申請が適切であると認められると、購入や修理の際に補装具費が支給されます。

日常生活用具

日常生活用具とは、身体障害者福祉法に詳しい定義がありますが、簡単にいうと日常生活などをより便利にするためのものです。視覚障害の日常生活用具の主なものとして、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、活字文書読み上げ装置、視覚障害者用時計、音声式体温計、視覚障害者用体重計などがあります。申請が適切であると認められると、購入の際に補助が受けられます。



交通運賃・各種料金等

交通運賃についても割引等が受けられます。ただし、鉄道会社やバス会社、タクシー会社などによって細かな違いがある場合もあります。下記に例としてJRと佐賀市営バスの割引等について示します。



【JR 運賃】

対象	券種	割引率	条件
第一種身体障害者手帳または第一種療育手帳所持者が単独で乗車の場合	普通乗車券	5割	片道 101km 以上利用するとき
第一種身体障害者手帳または第一種療育手帳所持者が介護者と乗車の場合	普通乗車券 定期乗車券 普通急行券 普通回数乗車券	5割	(※1)
第二種身体障害者手帳または第二種療育手帳所持者が単独で乗車の場合	普通乗車券	5割	片道 101km 以上利用するとき
第二種身体障害者手帳または第二種療育手帳所持者が介護者と乗車の場合	定期乗車券	5割 介護者 のみ (※2)	(※1) 障害者本人が 12 歳未満に限る

※1) 介護者については、鉄道係員が介護能力ありと認める者で、乗車券の種類、区間、有効期間が本人のものと同一でなければなりません。

介護者は一人のみが割引対象となります。

小児定期は割引の適用がありません。

介護者に通学定期の資格があっても通勤定期扱いとなります。

※2) 本人については小児割引 (5割) が適用されます。

【佐賀市営バス運賃】

対象者	区分	普通運賃	定期運賃
身体障害者手帳(第1種)	本人	50%割引	30%割引
身体障害者手帳(第1種)	介護人	50%割引	30%割引
身体障害者手帳(第2種)	本人	50%割引	30%割引
身体障害者手帳(第2種)	介護人	50%割引	30%割引

療育手帳 (A)	本人	50%割引	30%割引
療育手帳 (A)	介護人	50%割引	30%割引
療育手帳 (B)	本人	50%割引	30%割引
療育手帳 (B)	介護人	50%割引	30%割引
精神障害者保健福祉手帳 (1級～3級)	本人	50%割引	30%割引
精神障害者保健福祉手帳 (1級～3級)	介護人	50%割引	30%割引

佐賀県内のタクシー会社に関しては、障害者手帳の提示で1割引となっています。

これら以外にも「有料道路（高速道路を含む）の通行料」「NHKの受信料」「携帯電話の基本使用料」などの割引もあります。

また、佐賀県立図書館では、身体に障害があるために図書館へ出かけることが困難な方に、図書を郵送で貸し出しています。事前に貸し出し登録が必要で、身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由1級、2級、内部機能障害1級、2級、3級のいずれかに該当する方や同程度の理由により来館が困難と図書館長が認めた方が対象となっています。

郵送料は往復とも無料です。

これらの福祉制度やサービスは身体障害者手帳の等級や居住する市町によっても違う場合があります。詳しくは各市町の福祉課にお尋ねください。

また、佐賀県が発行している「障害者支援ハンドブック」に他の障害種も含めた、福祉制度等の説明があります。参考にしてください。

気をつけていただきたいのは、弱視学級に在籍する児童生徒や見えにくさがある児童生徒の中には、手帳の取得を希望していても、視力・視野の状態により、取得ができない場合もあります。しかし、そのことと学校での配慮とは関係がありません。手帳の有無と教育的配慮は別と考え、必要な支援や配慮を検討していただければと思います。

日頃の指導で悩まれたり、困られたりしていること、「こういう資料がないか」などがありましたら、お気軽にご連絡ください。巡回相談の依頼も受け付けています。

佐賀県立盲学校 電話 (0952) 23-4672 代表メール mougakkou@education.saga.jp

FAX (0952) 25-7044 ゆうあい担当 miyata-yoshihiro@education.saga.jp